

新型コロナウイルス感染症緊急支援対策の主な制度

<令和2年5月15日時点>

個人向け生活支援制度

給付	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方 1人につき10万円 を世帯主に支給
	住居確保給付金(特例)	離職等で住宅を失ったまたは失う可能性が高い場合が対象 支給額 = 上限額30,700円(単身世帯) 支給期間 = 原則3カ月
貸付	緊急小口資金(特例)	休業等で生計が維持できず貸付を利用したい場合が対象 (※無利子・保証人不要) 貸付上限 = 10万円(特別な場合は20万円) 据置期間 = 1年以内 償還期間 = 2年以内
	総合支援資金(特例)	失業等で生計が維持できず貸付を利用したい場合が対象 (※無利子・保証人不要) 貸付上限 = 単身: 月15万円 / 2人以上: 月20万円以内(原則3カ月以内) 据置期間 = 1年以内 償還期間 = 10年以内
助成	小学校休業等対応助成金	小学校の臨時休業等により子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができない場合が対象 助成率 = 就業できなかった日について、1日当たり4,100円で4/1～6/30まで適用

問い合わせ先


 みなかみ町
 特別定額給付金担当
 8:30～17:15(平日)
 TEL 0278-25-5000




 みなかみ町
 社会福祉協議会
 (保健福祉センター内)
 8:30～17:30(平日)
 TEL 0278-62-0081


 厚生労働省相談センター
 9:00～21:00(平休日)
 TEL 0120-60-3999



事業主向け保証制度

支援	感染対策事業継続支援金	休業要請中の一定期間(4/25～5/6)、対象施設の休業等を行った中小・個人事業主が対象 支援額 = 1事業者当たり20万円
助成	雇用調整助成金(特例措置)	従業員に休業してもらう必要がある場合が対象 助成額 = 平均給与額 × 休業手当支払率 × 助成率 × 日数 (上限 = 1人1日8,330円) 助成率 = 最大中小企業90%、大企業75% (4/1～6/30までの休業に適用)
	小学校休業等対応助成(労働者雇用事業者向け)	小学校等の臨時休業等により労働者が有給休暇を取った場合が対象 助成率 = 賃金相当額 × 10/10 (上限 = 1人1日8,330円) (4/1～6/30まで適用)

問い合わせ先


 群馬県感染症対策事業
 継続支援金受付センター
 9:00～17:00(平休日)
 TEL 050-5371-6437




 沼田公共職業安定所
 8:30～17:15(平日)
 TEL 0278-22-8609


 厚生労働省相談センター
 9:00～21:00(平休日)
 TEL 0120-60-3999



事業主向け資金繰り制度

給付	持続化給付金	2020年1月～12月の期間で、同月比50%以上売上げが減少したひと月が対象 支給額 = 法人: 200万円 / 個人事業者: 100万円 (年間の売上げ減少分が上限)
融資	中小企業融資制度利子補給	運転資金借入金の利子を支援 (利子補給率2.5%、期間を5年間に拡大)
補助	商店街活性化補助(小規模事業者賃料補助金)	みなかみ町内の店舗、事業所等の賃料について一部を補助 補助額 = 月額賃料の1/2 (上限5万円)
	商店街活性化補助(雇用継続支援助成金)	雇用助成金の申請に要する社会保険労務士等への事務手数料助成 補助額 = 1事業者あたり上限10万円

問い合わせ先


 中小企業金融・給付金
 相談窓口
 9:00～19:00(平休日)
 TEL 0570-783183




 みなかみ町
 観光商工課
 (観光センター内)
 8:30～17:15(平日)
 利子補給制度: TEL 0278-25-5018
 商店街活性化補助: TEL 0278-25-5028